

食品表示説明会での質疑応答内容（原料原産地表示分）

10月31日 県庁会場

Q. 1 酒類（例：ウイスキー）について、基準改正時の平成29年9月1日にすでに製造中（醸造中）であるものについては、原料原産地表示は不要となっているが、このウイスキーを今後つくるものと混ぜた場合、表示は必要か。

A. 1 表示は不要（「新たな原料原産地表示制度に関するQ&A」原原-63）

11月7日 八代会場

Q. 2 原料原産地表示を要しないものについて、惣菜をつくった場所で販売する場合、表示は必要か。

A. 2 表示は不要（「新たな原料原産地表示制度に関するQ&A」原原-1）

Q. 3 「又は表示」以外の場合は、「*〇〇の産地は、平成27年の使用実績順」等について、記載は必要か。

A. 3 記載は不要。

Q. 4 お客さまからの問い合わせ、苦情が少なくなるようにしたいが、原則の国別重量順の「その他」を使用した方がよいか、「又は表示」がよいか。

「又は表示」の「*〇〇の産地は、平成27年の使用実績順」はずっと使用してよいか。

A. 4 どちらの表示を使うかは事業者の判断となるが、「又は表示」の「平成27年の使用実績順」について、製造年から遡って3年以内の中で1年以上の実績となっているので、3年以内でなくなれば、容器包装を替える必要がある。

Q. 5 大括り表示の「輸入」を使用した場合、お客様サービスの一環として、インターネットで詳細な産地情報を提供したいと考えている。一括表示外に産地のお問い合わせ先を記載してよいか。

A. 5 可能（「新たな原料原産地表示制度に関するQ&A」原原-60）

11月14日 菊池会場

Q. 6 原料原産地表示の経過措置期間の考え方について、平成34年3月に製造し、4月に入ってから販売する一般用加工食品について、原料原産地の表示は必要か。

A. 6 一般用加工食品については、製造日が基準となるので、平成34年3月31日までに製造したものについては、原料原産地の表示は不要。

(「新たな原料原産地表示制度に関するQ&A」原原-62)

Q. 7 原産地の表示について、国産の原材料(熊本県や他県)を使用しているが、特に熊本県産が含まれていることを強調したいので、「〇〇(熊本県産、国産)」と表示してよいか。

A. 7 国産と熊本県産は同じレベルではないので並べて書くことは不可。表示するとすれば、例えば、「〇〇(国産)」とまとめて表示するか、重量順が一定であれば、県名を並べて「〇〇(国産(熊本県、福岡県))」等とする。

(「新たな原料原産地表示制度に関するQ&A」原原-17)

Q. 8 ベーコンを製造しているが、原材料はアメリカやカナダから輸入している。輸入する国が一定でないので、「〇〇(輸入)」と表示してよいか。

A. 8 「〇〇(輸入)」と表示できるのは、外国が3か国以上含まれる場合なので、2か国の場合は不可。「アメリカ又はカナダ」等と表示することになる。

(「新たな原料原産地表示制度に関するQ&A」原原-31)

Q. 9 漬物について、今後は重量順第1位の原材料の産地のみ記載すればよいか。

A. 9 漬物は今回の改正後も個別品目に入っているため、今後も上位4位の原材料の原料原産地の表示が必要。なお、他の3品目(野菜冷凍食品、うなぎ加工品、かつお削りぶし)についても、従前どおり個々に定められた原料原産地の表示が必要。

(「新たな原料原産地表示制度に関するQ&A」原原-2)

11月24日 天草会場

Q. 10 原産地の表示について、天草の原材料を使用しているが、他県のも
のと混合している場合、「〇〇（天草産、△△県産）」と表示してよいか。

A. 10 天草産と他県産は同じレベルではないので並べて書くことは不可。
菊池会場Q. 7と同様。

（「新たな原料原産地表示制度に関するQ&A」原原一17）

Q. 11 チョコレートを使ったお菓子（饅頭）を作っている。現在の原材料
の表示は生餡、砂糖、〇〇、・・・・・・チョコレートとなっている。この場合
チョコレートに原料原産地を書いてもいいのか。

A. 11 この場合原則として必要なのは重量順1位の生餡となり、生餡（〇
〇製造）という記載となる。チョコレートについても製造地を書きたいのであ
れば問題ない。（「新たな原料原産地表示制度に関するQ&A」原原一24）

Q. 12 他県の会社に製造を依頼している。天草産100%で製品化している。
販売者は自社名、製造所は他県の工場で問題ないか。

A. 12 問題ない。

11月29日 熊本市会場

Q. 13 原産地の表示について、八代産を使用していることを強調したいの
で、「〇〇（八代産）」と表示してよいか。

A. 13 「〇〇（熊本県八代産）」と表示する。

（「新たな原料原産地表示制度に関するQ&A」原原一16）

Q. 14 製造地表示について、外国製造が3つある場合は、「〇〇（外国製造）」
としてよいか。

A. 14 可能

（「新たな原料原産地表示制度に関するQ&A」原原一47）

